

総務委員会

議案

議案第7号	令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第5号）	（財政課長）
議案第8号	令和7年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	（財政課長）
議案第9号	令和7年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	（財政課長）
議案第21号	葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例	（戸籍住民課長）
議案第28号	柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者の指定期間の変更について	（観光課長）

庶務報告

政策経営部

- (1) リリオ亀有リノベーションプロジェクトの取組状況と今後の方向性について（政策企画課長）

総務部

- (1) 専決処分（和解）の報告について（総務課長）
- (2) 通院交通費及び移送費並びに返還金に係る処分取消請求事件について（総務課長）
- (3) 国民健康保険料決定処分取消請求事件に係る訴えの取下げについて（総務課長）
- (4) 専決処分（契約変更）の報告について（契約管財課長）

地域振興部

- (1) マイナンバーカード休日交付窓口の拡大について（戸籍住民課長）

産業観光部

- (1) 商店街装飾灯管理費助成の拡充について（商工振興課長）

議案第21号 関係資料
総務部・地域振興部
令和8年2月24日

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

戸籍住民課
税務課

1 改正理由

多機能端末機による証明書の交付に係る手数料を改めるほか、所要の改正を行うもの

2 改正概要

(1) 多機能端末機による証明書の交付に係る手数料を次のとおり改める。

	現 行	改 正 後
住民票の写し	200円	150円
戸籍の附票の写し	200円	150円
特別区民税・都民税課税証明書及び納税証明書	200円	150円
印鑑登録証明書	200円	150円
戸籍全部事項証明書	350円	220円
戸籍個人事項証明書	350円	220円

(2) 次の期間については、多機能端末機による証明書（特別区民税・都民税課税証明書及び納税証明書を除く。）の交付に係る手数料を一律10円とする。

ア 令和8年3月23日から令和8年5月31日まで

イ 令和9年2月1日から令和9年5月31日まで

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和8年3月23日

葛飾区事務手数料条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○葛飾区事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年3月31日 条例第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料(以下「事務手数料」という。)は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(昭36条例17・平12条例49・一部改正)</p> <p>(事務手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第1から別表第3までのとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(平12条例49・全改、平25条例16・平28条例21・一部改正)</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、事務手数料を徴収する事務は、次のとおりとし、申請の際にこれを徴収する。</p> <p>(1) 住所又は居所に関する証明</p> <p>(2) 身分又は資格に関する証明</p> <p>(3) 仮戸籍記載事項に関する証明</p> <p>(4) 印鑑登録に関する証明</p> <p>(5) 区税その他諸収入金に関する証明</p> <p>(6) 納税管理人に関する証明</p> <p>(7) 土地又は建物に関する証明</p> <p>(8) 漂流物又は沈没品に関する証明</p> <p>(9) 埋火葬に関する証明</p> <p>(10) 営業又は業務に関する証明</p> <p>(11) 文書の受理に関する証明</p> <p>(12) 住民票その他公簿、公文書又は図面(以下「公簿等」という。)の閲覧</p> <p>(13) 印鑑登録証又は公簿等の謄本若しくは抄本の交付</p> <p>(14) 公簿等の記載事項証明又は前号の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明</p> <p>(15) その他区長又は行政委員会において適当と認めた事項に関する証明</p> <p>2 前項の事務手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧については、1回につき100円とする。ただし、住民票の閲覧については、1回につき300円とし、住民記録一覧表の閲覧については、閲覧人1人につき閲覧時間30分について3,700円(閲覧時間が30分を超えるごとに2,100円を加算する。)とする。</p> <p>(2) 謄本又は抄本の交付及び証明については、1件につき300円とする。ただし、葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年葛飾区条例第40号)第2条第2号に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)を利用することによる交付については、1件につき200円とする。</p> <p>(3) 印鑑登録証の交付については、50円とする。</p> <p>3 前項の規定による回数又は件数の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 閲覧については、閲覧人1人につき、公簿等の種類ごとに簿冊1冊をもって1回とする。ただし、住民票の閲覧については、閲覧人1人につき、1世帯ごとに1回</p>	<p style="text-align: center;">○葛飾区事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年3月31日 条例第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料(以下「事務手数料」という。)は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(昭36条例17・平12条例49・一部改正)</p> <p>(事務手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第1から別表第3までのとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(平12条例49・全改、平25条例16・平28条例21・一部改正)</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、事務手数料を徴収する事務は、次のとおりとし、申請の際にこれを徴収する。</p> <p>(1) 住所又は居所に関する証明</p> <p>(2) 身分又は資格に関する証明</p> <p>(3) 仮戸籍記載事項に関する証明</p> <p>(4) 印鑑登録に関する証明</p> <p>(5) 区税その他諸収入金に関する証明</p> <p>(6) 納税管理人に関する証明</p> <p>(7) 土地又は建物に関する証明</p> <p>(8) 漂流物又は沈没品に関する証明</p> <p>(9) 埋火葬に関する証明</p> <p>(10) 営業又は業務に関する証明</p> <p>(11) 文書の受理に関する証明</p> <p>(12) 住民票その他公簿、公文書又は図面(以下「公簿等」という。)の閲覧</p> <p>(13) 印鑑登録証又は公簿等の謄本若しくは抄本の交付</p> <p>(14) 公簿等の記載事項証明又は前号の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明</p> <p>(15) その他区長又は行政委員会において適当と認めた事項に関する証明</p> <p>2 前項の事務手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧については、1回につき100円とする。ただし、住民票の閲覧については、1回につき300円とし、住民記録一覧表の閲覧については、閲覧人1人につき閲覧時間30分について3,700円(閲覧時間が30分を超えるごとに2,100円を加算する。)とする。</p> <p>(2) 謄本又は抄本の交付及び証明については、1件につき300円とする。ただし、葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年葛飾区条例第40号)第2条第2号に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)を利用することによる交付については、1件につき150円とする。</p> <p>(3) 印鑑登録証の交付については、50円とする。</p> <p>3 前項の規定による回数又は件数の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 閲覧については、閲覧人1人につき、公簿等の種類ごとに簿冊1冊をもって1回とする。ただし、住民票の閲覧については、閲覧人1人につき、1世帯ごとに1回</p>

とし、その他区長の指定する公簿等の閲覧の回数の計算については、別に定めるところによる。

- (2) 謄本又は抄本の交付については、一通ごとに1件とする。
- (3) 証明については、一通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては1税目、土地又は建物に関する証明にあつては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。ただし、区税に関する証明を除き、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。

(昭51条例14・昭51条例43・昭52条例34・昭58条例39・昭62条例8・平9条例9・平12条例49・平15条例46・平21条例41・平22条例40・平27条例13・令6条例21・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。
(平22条例29・一部改正)
(東京都葛飾区手数料条例の廃止)
- 2 東京都葛飾区手数料条例(昭和22年8月葛飾区条例第14号)は、廃止する。
(平22条例29・一部改正)

別表第1(第2条関係)

(平12条例49・追加、平12条例71・平13条例1・平13条例44・平14条例19・平14条例38・平14条例57・平15条例33・平15条例36・平16条例9・平16条例36・平16条例43・平17条例12・平17条例30・平17条例38・平17条例43・平18条例34・平19条例8・平19条例32・平20条例15・平20条例22・平21条例11・平21条例33・平24条例7・平24条例23・一部改正、平25条例16・旧別表・一部改正、平26条例4・平26条例29・平27条例13・平27条例30・平27条例33・平27条例50・平28条例21・平30条例8・平30条例25・平30条例33・平31条例7・令元条例58・令2条例16・令3条例7・令3条例23・令4条例3・令4条例25・令4条例31・令5条例50・令5条例63・令6条例1・令6条例21・令6条例43・令7条例10・一部改正)

とし、その他区長の指定する公簿等の閲覧の回数の計算については、別に定めるところによる。

- (2) 謄本又は抄本の交付については、一通ごとに1件とする。
- (3) 証明については、一通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては1税目、土地又は建物に関する証明にあつては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。ただし、区税に関する証明を除き、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。

(昭51条例14・昭51条例43・昭52条例34・昭58条例39・昭62条例8・平9条例9・平12条例49・平15条例46・平21条例41・平22条例40・平27条例13・令6条例21・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。
(平22条例29・一部改正)
(東京都葛飾区手数料条例の廃止)
- 2 東京都葛飾区手数料条例(昭和22年8月葛飾区条例第14号)は、廃止する。
(平22条例29・一部改正)

(多機能端末機を利用することによる証明書の交付に係る事務手数料の特例)

3 令和8年3月23日から同年5月31日まで及び令和9年2月1日から同年5月31日までの間における第3条第1項第1号及び第4号の証明に係る同条第2項第2号ただし書の規定の適用については、同号ただし書中「150円」とあるのは、「10円」とする。

4 令和8年3月23日から同年5月31日まで及び令和9年2月1日から同年5月31日までの間における別表第1の1の項の規定の適用については、同項中「220円」とあるのは、「10円」とする。

付 則

この条例は、令和8年3月23日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平12条例49・追加、平12条例71・平13条例1・平13条例44・平14条例19・平14条例38・平14条例57・平15条例33・平15条例36・平16条例9・平16条例36・平16条例43・平17条例12・平17条例30・平17条例38・平17条例43・平18条例34・平19条例8・平19条例32・平20条例15・平20条例22・平21条例11・平21条例33・平24条例7・平24条例23・一部改正、平25条例16・旧別表・一部改正、平26条例4・平26条例29・平27条例13・平27条例30・平27条例33・平27条例50・平28条例21・平30条例8・平30条例25・平30条例33・平31条例7・令元条例58・令2条例16・令3条例7・令3条例23・令4条例3・令4条例25・令4条例31・令5条例50・令5条例63・令6条例1・令6条例21・令6条例43・令7条例10・一部改正)

事務	事務手数料 の名称	種別・単 位	額	徴収時 期	事務	事務手数料 の名称	種別・単 位	額	徴収時 期
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円 (多機能端末機を利用することによる交付については、 <u>350円</u>)	交付のとき。	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円 (多機能端末機を利用することによる交付については、 <u>220円</u>)	交付のとき。
2から142まで（略）					2から142まで（略）				
別表第2（第2条関係）（略）					別表第2（第2条関係）（略）				
別表第3（第2条関係）（略）					別表第3（第2条関係）（略）				

議案第28号 関係資料
産業観光部
令和8年2月24日

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者の指定期間の変更について

観光課

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者の指定については、令和7年第3回区議会定例会にて議案を提出し、議決されているところである。今般、柴又川甚まちなみ館の開館延期に伴い、指定管理者の指定期間を変更する。なお、指定管理者の公募における業務内容には変更が生じないことから指定期間のみを変更する。

1 指定管理者

柴又おもてなしパートナーズ

構成員 株式会社協栄（代表者）

株式会社ブランドウ・ジャパン

ヤオキン商事株式会社

2 指定管理者の指定期間及び変更理由

変更前 令和8年3月1日から令和11年3月31日まで

変更後 令和8年7月1日から令和11年3月31日まで

理由 柴又川甚まちなみ館の改修工事完了による建物の引き渡しを受けた後、指定管理者としての開館に向けた準備、什器や厨房機器などの納品・設置、展示物の製作・設置に一定期間を要することから、柴又川甚まちなみ館の開館延期に伴い、指定管理者の指定期間を変更する。

3 柴又川甚まちなみ館の開館日（予定）

令和8年7月18日（土）

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年2月 柴又川甚まちなみ館の改修工事完了による建物の引き渡し
- 3月 柴又川甚まちなみ館の什器等の買入れの納入期限の変更に関する議案付議
- 3月下旬 柴又公園拡張部（広場部分）の開園
- 6月
- ・指定管理者との基本協定の概要を所管委員会へ庶務報告
 - ・柴又川甚まちなみ館への什器等の納品や展示物の製作及び設置など
- 7月 柴又川甚まちなみ館の開館

5 予算措置

繰越明許費設定 101,144千円

令和7年度第五次補正予算案に計上

庶務報告 No. 1
政策経営部
令和8年2月24日

リリオ亀有リノベーションプロジェクトの取組状況と今後の方向性について

政策企画課

1 趣旨

本区は、リリオ亀有リリオ館及び周辺地域のにぎわいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、「リリオ亀有リノベーションプロジェクトの実施に関する基本協定書」を平成29年8月に締結した。現在、この協定に基づき、リリオ館7階において「絵と言葉のライブラリーミッカ」（以下「ミッカ」という。）を運営しているところである。

この度、リリオ亀有リノベーションプロジェクトの進捗状況と、令和10年3月末の協定有効期間満了を見据えた四者協議の状況について報告するもの

2 リリオ亀有リノベーションプロジェクトについて

(1) 経緯

リリオ亀有リリオ館は、平成8年に開設し、亀有地区センター等の公共施設以外の商業床は、開設以来、イトーヨーカドーが主要テナントとして営業してきたが、施設の老朽化や競合施設の開業などを背景として商業床の空きが発生し、新たなテナントの誘致が課題となっていた。

そこで、開設から20年を節目として、リリオ館7階部分を民間の商業テナントによる事業展開にとどまらず、知育や食育文化の発信等による集客の確保や、ビル内のほかのフロアへのシャワー効果が期待できる事業を公民連携で展開することによりにぎわいを創出し、リリオ館及び周辺地域の活性化を図ることを目的として、独立行政法人都市再生機構、株式会社新都市ライフホールディングス、株式会社トレック及び区の四者で、リリオ亀有リノベーションプロジェクトを発足した。

(2) 四者の主な役割分担

リリオ亀有リノベーションプロジェクトの実施に関する協定書（別紙）に基づく
四者の主な役割分担は、以下のとおりである。

葛飾区	<ul style="list-style-type: none">・リリオ亀有リノベーションプロジェクトの実施に関する情報発信・ミッカ（絵本劇場）の新設費用の一部及び協定に定める有効期間内における運営費の一部負担・会議室及び図書カウンターの新設費用の負担・会議室の運営・図書カウンター業務の運営委託
独立行政法人都市再生機構	<ul style="list-style-type: none">・施設の新設並びに施設の新設に伴い必要となる既存施設の撤去及び共用部分の改修に伴い生じる関係者調整・レストラン部分（まちの台所）の新設費用及び改修工事費用の一部負担
株式会社新都市ライフホールディングス	<ul style="list-style-type: none">・施設の新設及び改修工事並びに施設賃貸借に関する契約に伴い生じる関係者調整、工事申請事務・施設の新設及び改修工事請負事業者の選定並びに施設の新設及び改修工事の発注及び実施・レストラン部分（まちの台所）の新設費用及び改修工事費用の一部負担
株式会社トレック	<ul style="list-style-type: none">・リリオ亀有リノベーションプロジェクトの実施に関する情報発信・ミッカ（絵本劇場）の運営・図書カウンター業務の運営受託・レストラン部分（まちの台所）の運営

(3) 主なリリオ亀有リノベーションプロジェクトの現況

ア ミッカの運営状況

ミッカでは、新たな文化教育の場として、民間ならではの高品質な文化プログラムを継続的に実施しており、文化・商業・地域を一体的に動かすまちづくり事業を展開している。

(ア) 取組実績

- ・文化教育体験の提供（読み聞かせ、工作ワークショップ等）
プログラム数 729 本、開館日数 293 日／年
- ・企画展の実施（堀内誠一ぐるんぱのようちえん、五味太郎展等）
- ・リリオ館の活性化（他テナントとの連携プログラム）
防災イベント、ハロウィンイベントの実施
- ・地域活性化（事業者、大学等との連携）
おでかけミッカ、地域連携プログラム（カメマチプログラム等）、東京理科大学との連携

(イ) 入館者数の推移

(単位：人)

年度	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
入館者数	47,450	39,758	16,172	25,016	39,521	51,852	57,443
POPUP 企画展 入場者数	—	24,780	35,940	180,701	117,507	362,178	666,382

※出入口に設置しているカウンターにより集計

(ウ) 入館者アンケート結果

「満足・やや満足」97%、「また利用したい」99%、「ミッカ入館の前後にリリオ館を利用する」33%（令和6年度実施、回答数 300）

(エ) POPUP 出口アンケート結果

「展示又はミッカが目的で来た」67%、「別の目的でリリオ又は亀有に来たが、展示を知り立ち寄った」29%（令和7年度実施、回答数 957）

(オ) 令和6年度収支報告

(単位：円)

収入	事業収入	4,269,600
	負担金収入	78,730,400
	収入合計	83,000,000
支出 (運営費)	施設使用料及び共益費	24,991,350
	光熱水費	871,373
	通信費	653,348
	人件費	34,000,000
	器具備品費(図書費含む)	3,019,268
	委託費	2,285,365
	講師報償費	1,946,793
	広報費(WEB管理等含む)	2,116,801
	施設展示、模様替え費	4,142,314
	修繕費	738,100
	消耗品費	2,919,881
	研修費	82,500
	教材費	33,000
	リース料	1,441,200
	清掃管理費	1,857,408
	システム・保守費	870,395
	手数料	111,291
その他雑費	919,613	
支出合計	83,000,000	

イ レストラン部分（まちの台所）の運営状況

平成30年度に「クリマ」、令和元年度に「パーラーフクロウ」、令和4年度に「喫茶・焼き菓子 カメアリ堂」が展開され、現在は株式会社トレックにより「ミッカティールーム」が運営されている。

ミッカティールームでは、飲食事業の展開だけでなく、子どもが地域の協力店舗を回遊するイベントや地域交流イベントが開催されるなど、周辺地域の活性化を図る取組が行われている。

ウ 図書サービスカウンターの運営状況

(ア) 実績

(単位：冊)

年度	貸出冊数 (図書・雑誌・AV)	予約資料冊数
H30(2018)	30,681	—
R 1 (2019)	37,835	38,329
R 2 (2020)	46,556	46,976
R 3 (2021)	52,306	51,118
R 4 (2022)	52,504	51,748
R 5 (2023)	55,260	53,873
R 6 (2024)	56,086	55,487

(イ) 窓口等業務委託費

(単位：円)

年度	契約金額
H30(2018)	13,867,200
R 1 (2019)	13,995,600
R 2 (2020)	13,487,100
R 3 (2021)	14,124,000
R 4 (2022)	14,124,000
R 5 (2023)	16,632,000
R 6 (2024)	17,133,600

(4) リリオ亀有リノベーションプロジェクトに対する評価

ミッカの入館者数については、コロナ禍で一旦落ち込んだものの、令和4年度にはコロナ禍前の水準に戻り、その後は増加傾向にあるとともに、入館者の満足度も97%と高い。POPUP 企画展入場者数についても、ロングセラー絵本等を題材とした独自の企画展を開催することにより大幅に増加している。視察数(1,582件)やメディア掲載数(369件)など、知育施設としての注目度も高く、ミッカ利用者からは、ミッカ来場の前後にリリオ館を利用している、ミッカによりリリオ館の利用頻度が増えたといった声もあるなど、一定のシャワー効果も確認できる。

レストラン部分についても、店舗の入れ替わりはあったものの、現在では株式会社トレックがミッカと商店街店舗とで連携した食育プログラムや地域交流イベントを開催するなど、地域活性化に向けた取組がなされている。

一方、議会からは、課題として、ミッカにおける平日の集客状況や亀有地域への経済効果、運営費の大半を区が負担している収支状況、負担金による支出方法などについて指摘されているほか、リリオ館の空床が回避されている現状を踏まえ民間主体の活用に移行するべきといった指摘がなされている。

3 四者における協議について

上記評価を踏まえ、リリオ亀有リノベーションプロジェクト実施主体の四者で協議を重ねてきたところである。この度、独立行政法人都市再生機構、株式会社新都市ライフホールディングス及び株式会社トレックから、以下の提案があった。

(1) 提案内容

ア リリオ亀有リノベーションプロジェクトのこれまでの状況を踏まえた上で、本プロジェクトにおける目的や実施内容、役割、負担の在り方を協議し、今後、リリオ館の主要運営者として、独立行政法人都市再生機構及び株式会社新都市ライフホールディングスによる本プロジェクトへの一定の追加費用負担の可能性と、区の負担を低減する方策について検討すること。

イ 区には、子育て支援や教育関連の政策を実現する公民連携施設を提供する観点から、引き続き一定の費用負担を期待すること。

ウ それぞれの知見やノウハウを活用した柔軟な取組を実施するため、負担金方式は継続しつつも、透明性や説明責任を確保する観点から、事業の内容や運用の改善を含め検討すること。

(2) 今後の区の検討の方向性

上記提案を受け、提案された費用負担の割合や事業内容等の見直しなどについて具体的な内容の確認を行っていく。また、区としても区民の声など本事業の効果等について確認を行いつつ、本事業に対する区の関与の在り方について協議を進めていく。

4 今後のスケジュール

	協議	議会報告	協定期限
令和8年2月～8月	四者における協議		
令和8年9月		リリオ亀有リノベーションプロジェクトの今後の方向性案について総務委員会報告	
令和9年3月末			協定継続に関する協議期限
令和10年3月末			現協定有効期間満了

5 参考資料

四者協定に基づく「リリオ亀有リノベーションプロジェクト」におけるこれまでの取り組み実績と成果について（独立行政法人都市再生機構・株式会社新都市ライフホールディングス・株式会社トレック作成）

リリオ亀有リノベーションプロジェクトの実施に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）、株式会社新都市ライフホールディングス（以下「丙」という。）及び株式会社トレッタ（以下「丁」という。）は、リリオ亀有リノベーションプロジェクト（以下「リリオPJ」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

- 第1条 本協定において、リリオPJとは、葛飾区亀有三丁目26番1号に存するリリオ亀有リリオ館7階部分のうち、別紙図面に掲げる箇所（以下「対象範囲」という。）の改修により施設の機能を向上させることで、リリオ亀有リリオ館及び周辺地域の賑わいを創出し、地域の活性化を図ることをいう。
- 2 本協定において、絵本劇場とは、対象範囲「絵本劇場」部分において設置される、子どもの好奇心を誘発する書籍の展示、読書スペースの設置及び演出型の読み聞かせを行う知育施設をいう。
- 3 本協定において、まちの台所とは、対象範囲「まちの台所」部分において設置される飲食店のことをいう。

（目的）

第2条 本協定は、リリオPJの実施における甲、乙、丙及び丁の役割その他の必要な事項を定めることにより、リリオPJを効果的に実施することを目的とする。

（実施内容）

第3条 本協定に定めるリリオPJの実施内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）葛飾区会議室（以下「会議室」という。）の新設
- （2）葛飾区図書サービスカウンター（以下「図書カウンター」という。）の新設
- （3）絵本劇場の新設
- （4）まちの台所の新設

（役割分担）

第4条 本協定における甲、乙、丙及び丁の主な役割は、次に掲げるとおりとする。

1. 甲

- （1）リリオPJの実施に関する情報発信
- （2）会議室及び図書カウンターの新設費用の負担

- (3) 会議室の運営
- (4) 図書カウンター業務の運営
- (5) 絵本劇場の新設費用の一部及び第7条第2項に定める有効期間内における運営費の一部負担

2. 乙

- (1) 施設の新設（設計を含む。以下同じ）並びに施設の新設に伴い必要となる既存施設の撤去及び共用部分の改修（設計を含む。以下「改修工事」という。）に伴い生ずる甲、乙、丙及び丁の調整並びにリリオ館関係者との調整
- (2) まちの台所の新設費用及び改修工事費用の一部負担

3. 丙

- (1) 施設の新設及び改修工事並びに施設賃貸借に関する契約に伴い生ずる甲、乙、丙及び丁の調整並びに管理組合及びリリオ館関係者との調整、工事申請事務
- (2) まちの台所の新設費用及び改修工事費用の一部負担
- (3) 施設の新設及び改修工事請負事業者の選定並びに施設の新設及び改修工事の発注及び実施

4. 丁

- (1) 絵本劇場の運営
- (2) まちの台所の運営
- (3) リリオPJの実施に関する情報発信
- (4) 甲が、適法に丁を委託業者に選定した場合の図書カウンター業務の運営受託

(施設の新設及び改修工事等)

第5条 施設の新設及び改修工事の費用負担は、施設の新設工事及び改修工事を発注する前に当事者間の協議によって定めるものとする。

(施設の賃貸借及び運営等)

第6条 協定当事者は、本協定に基づき新設された施設に係る賃貸借及び運営について、次に掲げる当事者間の契約締結に向けて努めるものとする。

- (1) 甲、丙間における会議室の施設賃貸借に関する契約
- (2) 甲、丙間における図書カウンターの施設賃貸借に関する契約
- (3) 丙、丁間における絵本劇場及びまちの台所の施設賃貸借に関する契約
- (4) 丁が図書カウンターの運営受託事業者として選定された場合の甲、丁間における図書カウンター業務の運営受委託に関する契約
- (5) 甲、丁間における絵本劇場の運営及び費用負担に関する協定

(有効期間)

第7条 本協定のうち施設の新設及び改修工事に係る部分の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。

2 本協定のうち施設の運営に係る部分の有効期間は、開業日から平成40年3月31日までとする。ただし、当該有効期間以降の施設の運営の継続については、有効期間満了の1年前までに協議を終了するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、法令等に基づく開示及び提供による場合はこの限りではない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁で協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月21日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

区長 青木 克徳

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和

丙 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

株式会社新都市ライフホールディングス

代表取締役社長 安達 勝

丁 東京都葛飾区亀有三丁目26番1号

株式会社トレック

代表取締役 長島 秀晃

四者協定に基づく

「リリオ亀有リノベーションプロジェクト」における これまでの取り組み実績と成果について

独立行政法人都市再生機構・株式会社新都市ライフホールディングス・株式会社トレック

四者協定・リリオPJに基づく、 ミッカを中核とした取組の枠組みと連携構造（概念図）

●四者協定の目的

空きテナント区画が目立ったリリオ館において、「施設の機能を向上させることで、リリオ館及び周辺地域の賑わいを創出し、地域の活性化を図ること」を目的に四者協定を締結しました。この協定に基づき、

1. 公益文化施設の運営・機能向上
2. リリオ館の活性化
3. 周辺地域の活性化

という三層の連動的事業が定義されました。

●ミッカが担っていること

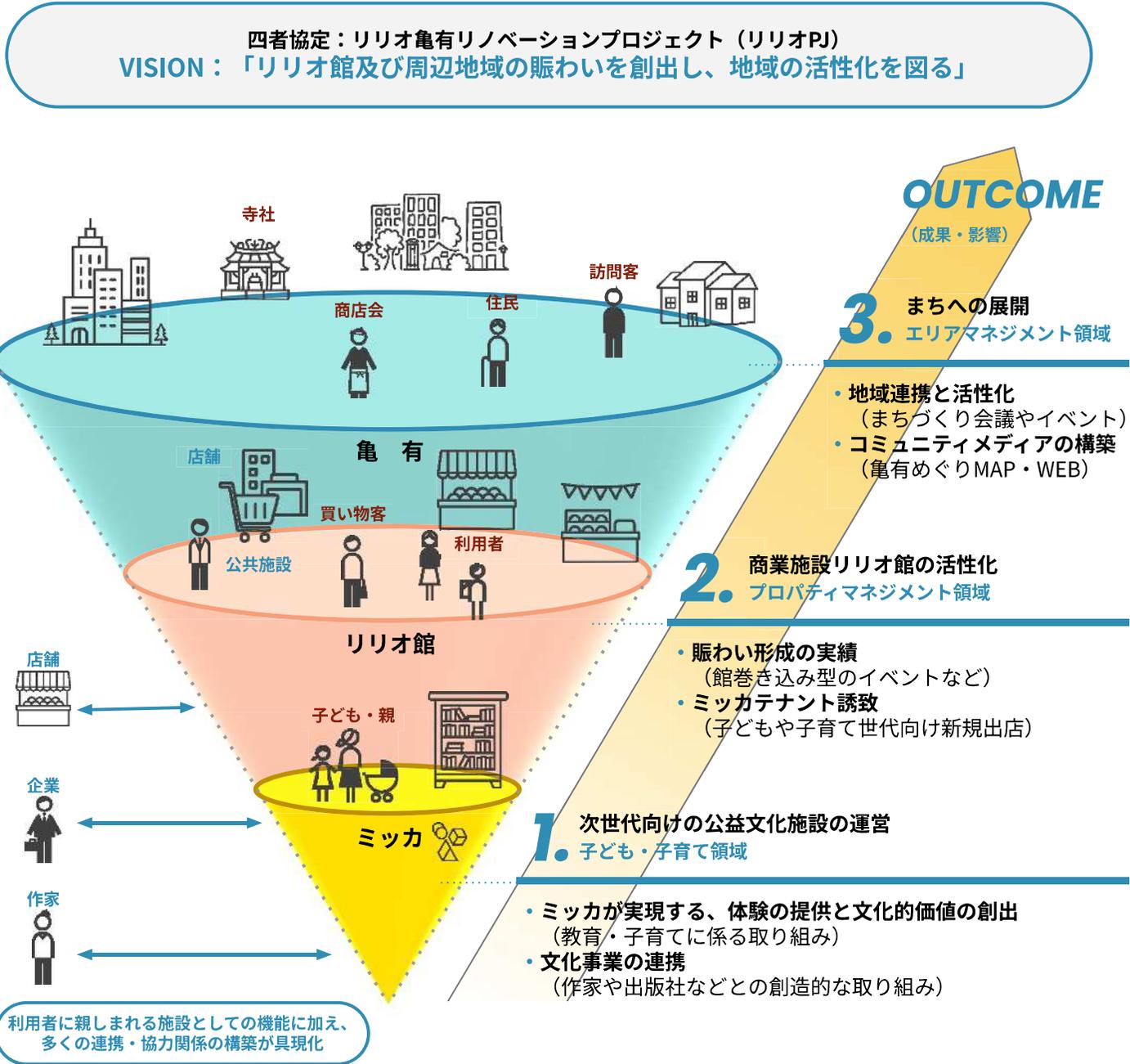
ミッカはその中核施設として、開館以来多くの人に新たな文化教育の場として親しまれ、葛飾区で唯一グッドデザイン賞とキッズデザイン賞をダブル受賞。また、出版社・作家・地域事業者などとの連携を活かし、通常予算では難しい、民間ならではの高品質な文化プログラムを継続的に実施しています。

●リリオ館及び地域への波及

リリオ館では、ミッカを起点に館巻き込み型のイベントや賑わい創出を実現。テナント誘致にも寄与しています。地域活性化の観点では、地域の魅力を編集した亀有めぐりMAPや、地域の交流を深めるトークセッション「カメラリ会議」なども展開。

●取り組みの複合的な効果

これら2.3.の成果は、「1.公益文化施設の運営」業務の延長で実現しており、文化・商業・地域を一体的に動かすまちづくり事業として効果的な取り組みです。



四者協定・リリオPJに基づく、 主な取り組みの実績及び成果

※四者協定における葛飾区の負担金はミッカの運営費に係るものである。
一方で、OUTCOME2・3の主な取組は、協定関係のもと、民間等（UR・新都市ライフ・トレック）がそれぞれの立場と判断により、役割分担と費用負担を通じて実施しているものである。

- 【区】：葛飾区による負担
- 【民】：民間等による負担
- ◐【連携】：両者による負担
- ：取り組みによる成果

域 外

+OUTCOME 4. 地域外への効果 シティプロモーション領域

→メディア掲載数：369件 / 累計
 〈掲載例〉TV・ラジオ：NHK「首都圏ニュース」、テレ東「出没！アド街ック天国」、TOKYO MX「東京クラッソ!」、J：COM、FMえどがわ
 新聞・雑誌・書籍：東京新聞、週刊新潮、Discover JAPAN、散歩の達人、VERY、momo、tocotoco、えほんとりっづ、K-BOOKガイドCHECK、わたしの絵本めぐり、読みたい絵本 WEBメディア：Yahoo!ニュース、TBS NEWS、めざましMedia、HugMug、AXISweb、LivingEntertainment等
 →視察数：1582件 / 累計（東京都、松戸市、三鷹市、足立区、荒川区、図書館流通センター、台湾・オランダなど海外も） ※2025年9月末時点

+OUTCOME 3. まちへの展開 エリアマネジメント領域

- 【民】 地域福祉＋商店街回遊施策：「亀有子ども通貨」の企画・事務局／トレック
- 【民】 地域メディアの構築と発信：「みんなでつくろう！亀有めぐりMAP」の制作・配布1万部（2025年度）／トレック＋UR
- 【民】 コミュニティイベント：「地域で繋がろう！カメラリ会議」の実施年2～3回／トレック
- ◐【連携】 商店街、地域施設とのミッカプログラム連携：年2～3回（2018年～）
- ◐【連携】 地域大学とのミッカプログラム連携：東京理科大学（2022年～）
- 【民】 区内出張ミッカイベント：年1～2回（2021年～）／トレック

+OUTCOME 2. リリオ館の活性化 プロパティマネジメント領域

- ◐【連携】 ミッカプログラム運動による7F共用部展示来場者数：666,382名(2024年度)／トレック＋ライフ
 - ◐【連携】 地域貢献・賑わい形成イベントの実績：防災イベント、ハロウィンイベント、獅子舞イベント／トレック＋ライフ
 - ◐【連携】 他テナントとのミッカプログラム連携：9Fリリオ館ホール、8Fセントラルフィットネス、7F地区センター・美容室すずらん、6FBellwink、5Fダイソー、4Fノジマ電気、2・3Fニトリ、1Fオグラ眼鏡、B1Fイトーヨーカドー
 - 【民】 地域情報掲示板の運用：月間約10種掲示／トレック＋ライフ
- ===成果===
- リリオ館内回遊促進・購買運動効果：ミッカ利用者の約3分の1がリリオ館内の他店舗を併せて利用（2024年度ミッカ利用者アンケート/回答者300名）
- リリオ館全体の来館者数：プロジェクト開始前の2017年と2024年度を比較すると約5%増加。プロジェクト開始後はコロナ禍を除いて来館数は増加傾向にある。

+OUTCOME 1. 次世代向けの公益文化施設の企画運営 子ども・子育て領域

- 【区】 開館日数：293日/年（10:00-18:00、18:00-21:00※週3日おとなミッカ）
 - 【区】 プログラム開催数：729本（2024年度）
 - 【区】 蔵書数とテーマ特集棚：約8,000冊、テーマ特集棚60回（2024年度）
 - 【区】 幼稚園・保育園連携プログラム：9回（2024年度）
 - ◐【連携】 出版社連携プログラム：福音館書店、偕成社、学研、小学館、アリス館、絵本館、角川書店、ワニブックス、オークラ出版ほか
 - ◐【連携】 企画展実施作家：五味太郎、林明子、堀内誠一、西内ミナミ、どいかや、トミー・ウンゲラー、いりやまさとし、ほか
- ===成果===
- 入館数：57,443名（2024年度）
- 子ども登録数：累計約33,000名 ※全国44都道府県からの来館登録実績（全国の約94%）。内訳は葛飾区内56%、足立・松戸エリア27%、その他17%
- 入館料収入：4,269,600円（2024年度） ※入館料収入は葛飾区へ納入
- 来館者満足度：また利用したい：99%、満足・やや満足：97%（2024年度ミッカ利用者アンケート/回答者300名）
- 受賞歴：グッドデザイン賞（2018年）、キッズデザイン賞（2018年）

-Summary

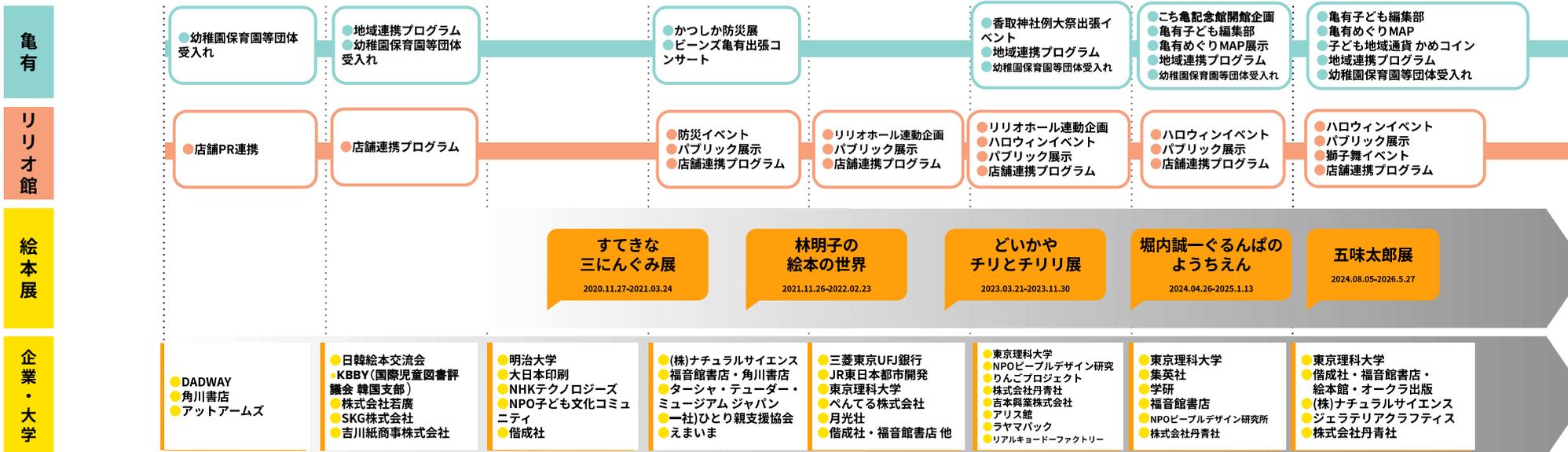
次世代向けの公益文化施設の運営
四者協定に基づく連携事業

施設概要

- ・面積79坪（定員80～90名）
- ・入館料：小学生以下無料、保護者1日券200円・6ヶ月パスポート1,000円（更新800円）

四者協定・リリオPJに基づく、 主な取組の推移（年表）

FUTURE



	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2028~
館内入館者数	◆47,450人	◆39,758人	◆16,172人	◆25,016人	◆39,521人	◆51,852人	◆57,443人		
POPUP入場者数		■24,780人	■35,940人	■180,701人	■117,507人	■362,178人	■666,382人		
計	計47,450人	計64,538人	計52,112人	計205,717人	計157,028人	計414,030人	計723,825人		



子ども地域通貨「まほうのかめコイン」 子ども・保護者・お店がつながる地域通貨プログラム

- ・「商店街に立ち寄る良いきっかけになった」「通貨の勉強にもなり、何より子どもが自分で買うという経験ができ嬉しそうだった」(参加の保護者)
- ・「かめコインをきっかけに新規顧客が1割も増えた」「お店にとっても亀有にとってもありがたい」(協力店舗)



NHKニュース

みんなで作ろう！「亀有めぐりMAP」 500を超える地域の声からつくった、まち歩きローカルマップ

- ・「知らないお店を知るきっかけになってよかった」「まちの新たな発見があった」「デザインが可愛い」(利用者)
- ・「亀有全体を紹介できるようなマップがずっと欲しいと思っていた」「商店街ではつくれない内容でありがたい」「〇〇編など、違ったバージョンもつくってほしい」(商店街店舗)



地域でつながる「カメアリ会議」 地域の担い手が集い、ゆるやかに繋がる地域会議

- ・「お店を経営していると、中のことに必死で繋がりをもてない。カメアリ会議をきっかけにお店同士での交流や情報交換が始まった」「地域でつながりたいと思っていたけど、どうすれば良いかわからなかった」「毎回参加してたくさんの人と繋がりたい」(参加者)



食育プログラム 地域人が講師となり、子どもたちと一緒に食の楽しさを味わうプログラム

- ・「うまくつくれてうれしかった」「季節の食材を楽しむ体験ができてとてもよかった」「梅のへタを取る作業が楽しかった」「梅シロップ、美味しくて一気に飲みました」(参加者)



庶務報告 No. 1
総務部
令和8年2月24日

専決処分（和解）の報告について

総務課

次のとおり、専決処分（和解）を行ったため、報告するもの

1 専決処分事項

和解

2 和解の相手方及び和解金額

(1) 相手方



(以下「相手方」という。)

(2) 和解金額

110,924円

3 事案の概要

ひとり親家庭等に支給する児童扶養手当において、本来行うべき事務処理がなされず、当該手当の支給漏れが発生した。

支給漏れが発生した期間（令和2年7月分から令和4年10月分）については、既に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第22条に定める時効が完成している。

しかし、本件については、不適切な事務処理に起因するものであることから、該当期間の手当相当額及び期間に応じた遅延損害金相当額を支払うこととし、相手方と和解が成立したもの

4 和解の概要

(1) 葛飾区は、相手方に対し、児童扶養手当法に規定する手当について、葛飾区の不適切な事務処理により令和2年7月から令和4年10月分の支給を怠ったものである。

(2) 葛飾区は、相手方に対し、本件により生じた損害に対する一切の賠償金として、

金110,924円の支払義務があることを認め、同額を支払う。

- (3) 葛飾区は、相手方に対し(2)の金員を、この和解後に相手方からの請求に基づき、相手方の指定する口座へ振り込むものとする。
- (4) 葛飾区と相手方の間には、(2)の金員の支払により、本件事項に関し一切の債権債務が存在しないことを確認し、相手方は今後本件事項について葛飾区に対し、金銭その他一切の請求はしないものとする。

5 専決処分年月日

令和8年1月5日



(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 葛飾区福祉事務所長がした、令和5年10月20日付け保護却下処分を取り消す。

イ 葛飾区福祉事務所長がした、令和5年11月13日付け一時扶助決定処分を取り消す。

ウ 葛飾区福祉事務所長がした、令和6年1月11日付け各保護変更処分を取り消す。

エ 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年12月7日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和8年1月9日）

(2) 令和7年12月17日 [Redacted] 及び [Redacted] が [Redacted] に併合

(3) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 N o . 3
総 務 部
令和 8 年 2 月 2 4 日

国民健康保険料決定処分取消請求事件に係る訴えの取下げについて

総務課

次のとおり、国民健康保険料決定処分取消請求の訴えの取下げがあったため、報告するもの

1 原告の主張

葛飾区長が令和6年6月13日付けでした原告の世帯に係る令和6年度の国民健康保険料を88万9,459円と決定する旨の処分の根拠となる葛飾区国民健康保険条例等の法令を原告に適用することは、憲法第25条が保障する生存権に違反するものであり、当該処分の取消しを求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名  国民健康保険料決定処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告



(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

葛飾区長が令和6年6月13日付けで原告に対してした、原告の世帯に係る令和6年度の国民健康保険料を88万9,459円と決定する旨の処分を取り消す、との判決を求める。

3 事件の経過

令和7年6月19日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年9月22日）

4 訴訟の終了

原告は、令和8年1月8日に訴えを取り下げ、同月19日に葛飾区はこれに同意したため、訴訟は終了した。

専決処分（契約変更）の報告について

契約管財課

報告番号	専決処分事項	契約の相手	変更内容
1	八剣橋橋梁架替（その10）工事請負契約の変更	成和建设株式会社	変更前契約金額 7億3,964万円 変更後契約金額 7億6,595万5,300円
2	葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約の変更	笹崎塗装株式会社	変更前契約金額 3億2,032万7,700円 変更後契約金額 3億1,304万9,000円
3	葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約の変更	近藤建装工業株式会社	変更前契約金額 2億1,574万5,200円 変更後契約金額 2億1,485万2,000円
4	都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）及び排水施設（その1）工事請負契約の変更	尾花興業株式会社	変更前契約金額 4億7,322万円 変更後契約金額 4億9,464万5,800円
5	葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約の変更	清水ペイント株式会社	変更前契約金額 2億7,538万9,400円 変更後契約金額 2億8,039万円
6	葛飾区立二上小学校建築工事請負契約の変更	大翔・小松・大徳建設共同企業体	変更前契約金額 45億5,149万2,550円 変更後契約金額 46億5,781万5,030円
7	葛飾区立二上小学校電気設備工事請負契約の変更	高野・国弘建設共同企業体	変更前契約金額 5億3,702万円 変更後契約金額 5億5,288万9,590円
8	葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事請負契約の変更	株式会社栗原設備葛飾営業所	変更前契約金額 2億6,717万2,740円 変更後契約金額 2億7,934万4,010円

9	葛飾区立二上小学校空調設備 工事請負契約の変更	株式会社栗原設備 葛飾営業所	変更前契約金額 4億4,898万7,000円 変更後契約金額 4億6,450万5,030円
10	小菅西公園スケートボード場 設置工事請負契約の変更	株式会社山溪緑地	変更前契約金額 2億3,639万円 変更後契約金額 2億4,508万9,900円
11	柴又川甚まちなみ館什器等の 買入れ契約の変更	エビヌマ株式会社	変更前納入期限 令和8年2月13日 変更後納入期限 令和8年3月31日

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

八劔橋橋梁架替（その10）工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩三丁目11番16号

成和建設株式会社

代表取締役 渡 邊 義 美

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

7億3,964万円

(2) 変更後契約金額

7億6,595万5,300円

4 変更理由

- (1) 作業船での施工に支障とならない深さまで川底の土砂を掘削したことから、発生土の運搬量及び処分量を増やした。
- (2) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用した。
- (3) 作業船等の運搬費に緊急時退避用の費用を計上していたが、河川水位の著しい上昇がなく退避することがなかったため、当該分の費用が不要になった。

5 専決処分年月日

令和7年12月25日

案内図



八剣橋橋梁架替（その10）工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区新小岩三丁目28番20号

笹崎塗装株式会社

代表取締役 深 野 朋 子

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

3億2,032万7,700円

(2) 変更後契約金額

3億1,304万9,000円

4 変更理由

(1) 外壁の下地について、現状に合わせて補修数量を減らした。

(2) 足場の設置後に現場調査を行ったところ、窓枠のシーリングが劣化しており、雨水が浸入していたため、補修した。

5 専決処分年月日

令和8年1月5日

案内図



葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区東四つ木二丁目10番15号

近藤建装工業株式会社

代表取締役 近藤 勝之

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億1,574万5,200円

(2) 変更後契約金額

2億1,485万2,000円

4 変更理由

(1) 外壁の下地について、現状に合わせて補修数量を減らした。

(2) 体育館棟のアスファルト防水を撤去するに当たり調査した結果、石綿含有建材が含まれていたため、撤去方法及び処分方法の見直しを行った。

5 専決処分年月日

令和8年1月14日

案内図



葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）及び排水施設（その1）工事
請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号

尾花興業株式会社

代表取締役 尾花 弘行

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

4億7,322万円

(2) 変更後契約金額

4億9,464万5,800円

4 変更理由

- (1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項を適用した。
- (2) 工事の支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。
- (3) 排水施設の新設に当たり、地下水の流入が確認されたため、流入防止措置を追加した。

5 専決処分年月日

令和8年1月15日

案内図



工事箇所：細田四丁目12番先から細田三丁目30番先まで

都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）
及び排水施設（その1）工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区高砂一丁目23番3号

清水ペイント株式会社

代表取締役 深野 正治

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億7,538万9,400円

(2) 変更後契約金額

2億8,039万円

4 変更理由

(1) 外壁の下地及び屋上の手摺について、現状に合わせて補修数量を増やした。

(2) 屋上の手摺に使用されていた塗料について、特別管理産業廃棄物として処分する予定であったが、鉛の溶出試験の結果が基準値未満であったため、一般産業廃棄物として処分した。

5 専決処分年月日

令和8年1月20日

案内図



葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立二上小学校建築工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号

大翔・小松・大徳建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号

大翔建設株式会社

代表取締役 三 村 徹 也

構成員 東京都葛飾区東新小岩七丁目31番5号

小松建設株式会社

代表取締役 浜 本 義 信

構成員 東京都葛飾区堀切四丁目53番3号

株式会社大徳工務店

代表取締役 齊 藤 徳 行

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

45億5,149万2,550円

(2) 変更後契約金額

46億5,781万5,030円

4 変更理由

(1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項を適用した。

(2) 凶工準備室の建具について、消防署の指導を踏まえ、防火性能が高いものに変更した。

5 専決処分年月日

令和8年1月21日

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立二上小学校電気設備工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野・国弘建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野電気工業株式会社

代表取締役 高野 大吾

構成員 東京都葛飾区四つ木四丁目20番7号

国弘電設株式会社

代表取締役 國府田 進

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

5億3,702万円

(2) 変更後契約金額

5億5,288万9,590円

4 変更理由

労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項を適用した。

5 専決処分年月日

令和8年1月21日

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都足立区佐野一丁目28番6号

株式会社栗原設備

代表取締役 栗原 信一

代理人 東京都葛飾区西水元三丁目27番22号

株式会社栗原設備 葛飾営業所

葛飾営業所長 野口 浩

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億6,717万2,740円

(2) 変更後契約金額

2億7,934万4,010円

4 変更理由

(1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項を適用した。

(2) 汚水柵の設置に当たり、既設埋設管の配置が想定と異なっていたため、より深さのある汚水柵に変更し、排水管を下水本管へ接続した。また、地下水の水位が想定よりも高く、掘削作業の安全性を確保する必要が生じたため、近隣への影響が少ない掘削方法に変更した。

5 専決処分年月日

令和8年1月21日

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立二上小学校空調設備工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都足立区佐野一丁目28番6号

株式会社栗原設備

代表取締役 栗原 信一

代理人 東京都葛飾区西水元三丁目27番22号

株式会社栗原設備 葛飾営業所

葛飾営業所長 野口 浩

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

4億4,898万7,000円

(2) 変更後契約金額

4億6,450万5,030円

4 変更理由

- (1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項を適用した。
- (2) 地下水を汲み上げるポンプ及び雑用水槽の制御盤配線について、作業工程を見直し、別工事で行う予定の配線を敷設する作業の一部を本工事で施工した。
- (3) 凶工準備室の電気炉設置について消防署と協議し、室内温度を調節するための換気設備を設置した。

5 専決処分年月日

令和8年1月21日

案内図



葛飾区立二上小学校建築工事
葛飾区立二上小学校電気設備工事
葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事
葛飾区立二上小学校空調設備工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区青戸八丁目5番16号

株式会社山溪緑地

代表取締役 松田太郎

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億3,639万円

(2) 変更後契約金額

2億4,508万9,900円

4 変更理由

- (1) 照明設置に当たり支障となる地中埋設物が確認されたため、電線の敷設箇所を変更したほか、雨水の排水方法を見直し、U字溝の設置を追加した。
- (2) 当初設計で想定していた雨水排水部材について、契約期間内に調達することが困難となったため、同等品に変更した。
- (3) 近隣住民からの要望を受け、工事車両乗入時における公園内及び公園周辺の安全をより一層確保するため、交通誘導員数を増やした。

5 専決処分年月日

令和8年1月23日

案内図



小菅西公園スケートボード場設置工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

柴又川甚まちなみ館什器等の買入れ契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区東堀切二丁目16番2号

エビヌマ株式会社

代表取締役社長 海老沼 優 文

3 変更内容

(1) 変更前納入期限

令和8年2月13日

(2) 変更後納入期限

令和8年3月31日

4 変更理由

柴又川甚まちなみ館改修工事について、建築基準法に基づく建物の安全性を確認する必要性が生じ、買入れ物品の納入を一時中断したため、年度末まで納入期限を延長した。

5 専決処分年月日

令和8年1月30日

マイナンバーカード休日交付窓口の拡大について

戸籍住民課

1 概要

マイナンバーカードの申請件数増加に伴い、区民からの需要が見込まれる休日の交付枠を確保するため、区役所1階で実施している休日交付窓口を拡大するもの

2 内容

マイナンバーカード休日交付窓口を次のとおり拡大する。

	現 行	拡 大 後
実施回数	月に2回 ※第2日曜日及び第4日曜日に 実施	月に6回から8回 ※第3土曜日とそれに続く日曜 日、祝日及び年末年始を除く 土曜日、日曜日に実施
交付枠数	1か月あたり280枠 ※140枠×2回	1か月あたり840枠から1,120枠 ※140枠×6回から140枠×8回
手続内容	(1) マイナンバーカードの受取 (予約必要) (2) 電子証明書の更新 (予約不要) (3) 暗証番号の再設定 (予約不要)	

※開庁時間は9時から17時まで (12時から13時を除く)

3 今後の予定

令和8年3月 広報かつしか3月5日号で周知

令和8年4月4日 休日交付窓口拡大開始

庶務報告 No. 1
産業観光部
令和8年2月24日

商店街装飾灯管理費助成の拡充について

商工振興課

1 拡充の目的及び内容

商店街振興と地域の交通安全、犯罪防止等の生活環境整備を目的とし、商店会が所有する街路灯、アーチ、アーケード（以下「装飾灯」という。）の管理費助成を行っている。これまで商店街装飾灯の電気料助成やLEDランプ交換助成を行ってきたが、老朽化した装飾灯の点検及び撤去に要する費用についても、商店会にとって大きな負担となってきた。そのため令和8年度から、東京都の既存の助成制度に上乗せで区の助成を行い、商店会の負担を軽減するとともに、安全対策の強化を図る。

2 対象

商店会数 72商店会（令和7年12月31日現在）

装飾灯基数 2,580基（令和7年12月31日現在）

3 事業概要（案）

(1) 点検費助成 補助率：点検費用の1/10（補助限度額1千5百万円）

(2) 撤去費助成 補助率：撤去費用の1/10（補助限度額1千5百万円）

※ いずれも東京都政策課題対応型商店街支援事業（補助率4/5）への上乗せ

【新旧対照表】

	新（都+区）	旧（都のみ）
(1) 点検費助成	9/10（都4/5+区1/10）	4/5
(2) 撤去費助成	9/10（都4/5+区1/10）	4/5

4 予算措置

4,641千円

内訳 (1) 点検費助成 1,311千円

(2) 撤去費助成 3,330千円

令和8年度当初予算案に計上

5 参考

既存の 助成制度	種別	概要	補助内容
区の助成	電気料助成	装飾灯の電気料に対する 補助	1基あたり年8,400円、アー ケードは1mあたり年1,000 円
	LEDランプ 交換助成	装飾灯のLEDランプ交 換に要する費用に対する 補助	2/3 (限度額1灯につき5万円)
都の助成	東京都政策課 題対応型商店 街支援事業 (装飾灯関連)	東京都が直面する行政課題につながる商店街の施設整備等 に要する経費に対する補助	
		○老朽化した装飾灯の点 検・撤去 ○アーケード・アーチの 耐震調査、耐震補強	4/5 (限度額1億2千万円)
		○LED街路灯の設置 ○ソーラー・ハイブリッ ド型街路灯の設置 ○街路灯ランプ、アーケ ード照明のLEDへの交 換	9/10 (限度額1億2千万円) ※ 区の上乗せ助成あり 1/20 (限度額1,500万円)